

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-170）」

2. 日時：令和4年9月29日（木） 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 部長 他13名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ

マネージャー 他2名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 主任

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 令和4年9月22日

「日本原燃（株）再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。お伺いしました。
0:00:04	規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:15	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	沼沢規制庁側の出席者を紹介しますので、本庁側の出席者について、どうぞ鳥海お願いします。はい、規制庁課です本庁側ナカガワオオオカ以上になります。
0:00:33	はい。その他規制庁がウェブからの参加で、タジリ、シミズ以上になります。
0:00:41	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をし、議題の構成の説明をした上で、資料の説明を回避してください。
0:00:51	やっぱり日本原燃仲間でございます。
0:00:54	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:58	サトウ。
0:01:00	オオハシセガワ。
0:01:02	シミズイワタニ。
0:01:05	エビナ、白崎。
0:01:07	クボタヤマモト。
0:01:10	アカマツホリウチノザワ。
0:01:14	うち、
0:01:15	ナカハマ、
0:01:16	以上となります。
0:01:19	本日まで確認いただきます資料でございますけど、
0:01:22	溢水と薬品関係で、
0:01:25	溢水の00-01、溢水の02。
0:01:29	薬品の00-01、薬品の01。
0:01:34	以上四つの直説明資料のご確認をいただきます。
0:01:39	それでは溢水00-01から説明を開始させていただきます。
0:01:47	はい。日本原燃の篠崎でございます。
0:01:51	令和4年9月22日に提出させていただきました溢水0001について説明差し上げます。
0:02:00	こちらですね前回ヒアリングで、
0:02:04	内容をご確認いただきまして、大きく二つの
0:02:10	議論をさせていただきました。

0:02:13	1 点がですね。
0:02:15	これですねプールの水位及び温度の監視計器こちらについて防護対象設備としているのに、
0:02:23	再処理側でしてないのはなぜかといった点。
0:02:26	もう 1 点が、冷却塔を評価対象外とする理由根拠がしっかり書かれていないといった 2 点を指摘いただいております。
0:02:37	その点についてですね、絞って修正内容を紹介させて、ご説明させていただきます。
0:02:45	なお全般的にですね、
0:02:47	先日認可をいただきました、MOX の設工認を横並びを図ってございまして、
0:02:54	再処理側にも適用すべき範囲につきましては、文言等の横並びをすべて図っております。
0:03:03	では早速でございますけれども、
0:03:06	通しページ 159 ページ、別紙 4-2 をお願いいたします。
0:03:16	はい。こちらの中段でですね、発電炉側との比較におきまして、
0:03:24	比較参照している発電炉東海第 2 でございますけど、こちらで使用済み燃料プールの水位及び温度の監視計器について、
0:03:34	排水防護対象設備として抽出しているのに、再処理でそうしてなぜですかといったご指摘をいただいております。
0:03:42	これについて持ち帰りまして、再検討させていただきました。
0:03:48	結果ですけれども、
0:03:50	はですね、炉心と同じ部屋にプールが存在してございまして、仮に冷却機能の異常が起きたときにですね、
0:04:03	ずっと前の時間が短いですとか、水位までの時間余裕ってのは非常に短い、短いございますので、
0:04:09	即アクセスが不可能な場合があると言ったのに対しまして、再処理のプール、取り扱う使用済み燃料からですね、
0:04:18	そういった冷却機能に異常が異常があった場合でも、温度上昇プール水の温度上昇、或いは水位の低下が極めて緩慢であると。
0:04:30	いったこと、そのために、またですね、使用済み燃料プールピットってのは、
0:04:35	いわゆるメインプロセスから独立した建屋として配置してございますので、
0:04:40	何か異常発生したときにですね、プールの開けばですね、アクセスすることが可能であるといったこと。

0:04:48	また例で、冷却機能、給水機能の維持といったところに着目しまして も、
0:04:55	プール水で逆系ってというのはですね、実質プール水を循環してる。
0:05:02	熱交換器ですね冷やした水をですね、プールでグルグル循環してるだけ でございます、
0:05:09	温度計水系ってのはこのプール水冷却には関与していないということ。
0:05:14	雨水の給水という観点でもですね、運転員が給水設備ポンプを起動し て、
0:05:22	補給水供給弁を開操作することによって、補給水槽から燃料貯蔵プール に給水するというので、
0:05:30	水系温度計がなくてもですね、給水機能を維持できるといったようなこ とを確認できましたこと、あとはちなみにですけども、
0:05:43	発電炉さん、PWRの例でも、安井経営本部系を水防護対象設備として 抽出してない例もあるといったことを確認できましたことから、
0:05:53	もちろん先ほど言いました冷却機能給水機能の維持に必要な設備という のは、溢水防護対象設備として守りに行きますけれども、
0:06:04	温度計推計までは、
0:06:06	水防護多数意匠設備として抽出する必要はないんじゃないかと。
0:06:11	炉との比較、再処理との違いといったところを踏まえてそのように判断 いたしました。
0:06:20	次に、その次のページ、169です。はい。Profitの水系水温計の 話は、説明は今の
0:06:32	以上でしょうか。はい、そうでございます。せっくなのでそこをトピ ックスとして、少し議論させていただきませんか、先によろしいです か。
0:06:44	はい。日本の磯崎です。よろしく申し上げます。はい、規制庁他です。 で、この今ご説明あった通り発電炉といろいろ違うってところは、 市調査されて、
0:06:56	という活動、ちょっと気になったのがまず初でるので、水道の対象設備 にしていない例があるっていうふうに、
0:07:04	伺ったんですが、
0:07:05	発電炉の技術基準の、
0:07:08	計測。
0:07:10	設備では、
0:07:11	次、要求もあると思うんですが、

0:07:16	具体的にどこの発電炉とか何か、あとその理由とかそういうのって何かおわかりでしょうか。
0:07:24	本目のタカハシです。
0:07:28	今ご説明させていただいたPWRの例ってというのは例えば関西電力とかがそうなんですけども、先ほどNC動がある建屋と、プールがあった時別っていうお話再処理がそうだというお話させていただきましたけども、
0:07:46	PWRの例がまさにそうでした、
0:07:49	PWRの場合は、そのようにアクセス数が、そのような困難になることがないという考えもあってですね、例えば関西電力の場合は、
0:08:01	このようなデービーの水位計とか温度計ってというのは、防護対象にしないと、そういう考えで今回の再処理の場合は、と同じような例として、し、
0:08:13	しないと、というような考えにさせていただきましたと、そういうことでございます。以上です。はい。そういう超過ですね。安江
0:08:22	の入口としてのDB。
0:08:24	のような扱いでもないんですね。もう、
0:08:29	DBとして単独で全く期待しないとSAの繋がりが何か、
0:08:33	ちょっと見えてこないかなというのも少し考えたんですがそ、そういった観点でも何か説明はされてるんでしょうか。
0:08:51	少々お待ちください。
0:08:58	規制庁から補足しますと、今その説明があった159ページ目の、
0:09:03	実発電のなお書きのところ、
0:09:06	が少し、
0:09:07	気になった次第ですが、こういったところが、PWR側はどういうふうに整理されてるのかっていう、
0:09:13	観点です。
0:09:56	すいません日本原燃岩谷でございます。レスト防護対象設備として、水位計温度計ってというのは当然防護対象設備にさせていただきます。
0:10:09	デービーに関してですね、デービーの水位計温度計とかですね、こちらに関してはDBの事故が起こったときというよりかは、
0:10:20	一般的な点検とかをやるときに、SFピットのプールの以上、以上というか
0:10:31	通常状態から変な御温度変化とか、対変動が起こってないってことを、確認するっていうところですね事故時というよりかは、

0:10:44	通常時から変な変化が起こってないよねというところで、まず見るという意図でデビューは設置してましてですねについては重大事故の環境に対して見ましょうということになってございますので、
0:10:58	そういった意味で、S Aの方の水、水系というのを防護対象設備としてございます。当然広域ですんで、D Bの範囲も急いで見れるというところもあるんですけども、
0:11:14	そういったところでデービーについては、対象設備にとしていない時を、そんな考え方でございます。
0:11:23	規制庁岡です。
0:11:27	あと、結局D Bを溢水防護対象設備にしていなくてという理由。
0:11:35	途中でD B。
0:11:37	防護対象設備としていますって言えばそれは何の、の対象設備にしているんですか。途中でおっしゃっていた。
0:11:45	ところが少しわかんなかったんですが、
0:11:55	あ、すみません、デービーについては、デービーの水位温度計については、ロアえっとしていなくて、PWRではなくて、
0:12:07	BWRでは、いる訂正については、PもBもどちらも防護対象設備にしているという、そういう理解です。
0:12:19	はい、規制庁からすっかりました。
0:12:22	トップと一緒に。
0:12:24	あと途中で元のシノザキさんの説明であった、その環境条件が違って例えば、
0:12:32	水、水位水温の変化が緩やかとかそういったところは発電炉の方も、
0:12:37	S W I S S 4 湯緩やか、変動は緩やかとか、そういうことが説明された上で、
0:12:43	BWR等ではつけ、薄井防護対象設備にしていたんですが、
0:12:49	そこって本当に何か違いがあるところなんでしょうか。同じS F Pと考えると、
0:12:57	なかなか違いを見いだすのは難しいかなと思って先ほどのその建屋が違うとかそういう話は少しわかったんですが他のところはそんなに差があるとはあまり感じなかったんですが、
0:13:09	少し説明いただけますとどういう違いがあるかっていう観点で、
0:13:14	日本原燃の瀬川です。ちょっと炉の方の実態正確に把握しないまま話してしまうので少し誤解があるかもしれないんですけども、この方の、そのプールに対しての時、事象進展に余裕があるってのは、

0:13:29	おそらくその比較対象としての、メインの炉心損傷ですね、炉心損傷の事象進展速度に比べて、プールってのは非常に緩慢だというのは、
0:13:39	例の中で、相対比較すればその通りなんですけれども、さらに再処理の場合は、炉では取り出した直後の燃料みたいな冷やしてるのがプールですけれども、
0:13:49	最初の場合は、今回の新基準を受けてですね、10年、12年以上冷やしている燃料2400トン、4年冷却の燃料を600トンというような形で、
0:14:01	受入れる燃料自体も非常に制限してですね、さらに炉に比べてですね、沸騰に至るまでに70時間とかそういうような時間余裕を持ってると、だから労働プールと比較しても、
0:14:13	さらに時間余裕があるということで、先ほど篠崎の方から説明させていただきました以上です。はい。日本原燃赤井です。すいません補足いたします先ほど炉心損傷という話がありましたけどもこれ燃料取り出しです。訂正いたします。
0:14:32	はい。規制庁岡です。わかりましたが、そういうところをもう少ししっかり補足説明なり何なりでまとめていただく必要が、
0:14:43	あるんじゃないかなと。
0:14:45	考えておりました、
0:14:47	今備考に少し書いていただいておりますが、一、先ほど市の鈴木さんから説明あったところ、
0:14:56	もう少し具体性とか、そういったで一た数値定期的なものを使って少し説明を補充していただけますでしょうか補足説明資料を立ち上げていただいて、
0:15:13	日本原燃篠崎でございます。先ほど口頭で説明した内容、あと今ここでお話、議論させていただいた内容について、
0:15:21	まとめてと思います。
0:15:24	で、
0:15:24	ちょっと補足説明資料、基本設計方針添付書類、
0:15:30	ほぼ補足説明資料という位置付けを考えたときに、
0:15:34	これがいわゆる添付書類にもう全く出てこない話をちょっと補足にどう展開するのかなと悩ましいところなんですけど、これは備考のところ、
0:15:45	さらに詳しく書くのではなくて、
0:15:47	何か
0:15:50	他にと紐づけて、補足説明資料を起こすべきといった、今そういうご要望をしていいでしょうか、規制庁かです。
0:15:58	どちらかというとですね、120。

0:16:02	2 ページ目。
0:16:04	の、
0:16:07	スロッシング等により、次、一時的に水没する恐れがあるから、没水に対して機能維持しない設計とするっていう実用炉のところ、ここの没水の、
0:16:17	ところで、いろいろ条件をこちょっと設計方針として詰めていくところなんですけど、ここのところとリンク終わるのがいいんじゃないかなと思います。
0:16:29	先ほど説明があったような水位水温の低下が緩慢であって建屋が離れていいあの建屋が一緒じゃないっていうような観点とかを少しサマリー的に書いて、なので、
0:16:43	ここでは、防護対象設備投資ないっていうようなことを、
0:16:49	書いていただくのがいいんじゃないかなと思いますがいかがですか。
0:16:53	日本エヌシノザキでございます。承知しました。没水のところに、少し形状を張って、ちょっと補足説明資料を準備させていただきます。はい、規制庁からよろしく申し上げます。
0:17:05	ちなみにこれ、今の話で終わりというよりは、少しこちらでその資料を見ながら検討させていただきたいという意図ですので、
0:17:16	しっかり説明の方、よろしく申し上げます。
0:17:22	日本原燃所だけです。承知しました。
0:17:24	はい。規制庁赤田です。では次の論点のところも、お願いします説明。
0:17:31	はい。日本原燃篠崎でございます。資料の 160 ページから 162 ページについてご覧ください。
0:17:45	こちらですね、溢水防護対象設備のうち、
0:17:49	明らかにですね、溢水により安全機能を損なう恐れがないものについては、
0:17:55	影響評価の対象から除外しますよといったところを説明しているところでございます。
0:18:01	大きく (1) から (4) のジャンルがございますけど、
0:18:05	ここに対して、
0:18:08	説明がですね、前は浅くて、
0:18:13	その説明の内容では、深さでは、安全機能を損なわないことが晶が明らかだと言いきれないといった、ご指摘いただきましたので、
0:18:21	中身を充実してきたところでございます。
0:18:24	また、162 ページの最後のところにですね、
0:18:28	今回申請対象設備であります、冷却水 B 冷却塔は、

0:18:33	(3) に該当すること、また、同じく今回の申請対象設備であります冷却塔周りの配管については、
0:18:43	(2)、静的な機器に該当するといったところを述べさせていただきますところでございます。
0:18:49	説明以上です。
0:18:51	はい、規制庁からここも少しこの観点で議論させていただくコメントさせていただければと思うんですが、
0:19:00	まず冷却塔の説明に紐づく 161 ページ目の (3)、耐水性を有する動的機器のところの屋外に設置される設備はのところなんですが、
0:19:14	これ、まず 1 点目としては、やはりその M O X 等で議論し建屋で議論してきた
0:19:23	滞留水が流入しないようにっていうところを、概算評価して、次回でしっかり評価しますっていうことと、
0:19:33	今回の (3) は屋外っていう観点で、高い位置に設置される設計としているっていう説明、これが論理的に矛盾してるんじゃないのかと、
0:19:47	高い位置に設置される設計としていることを評価対象とするっていう観点としないっていう観点で、論理的に矛盾してんじゃないかと思うんですが、
0:19:56	この辺はいかがでしょうか。
0:20:02	はい。日本原燃篠崎でございます。
0:20:05	おっしゃられる通り、本来、ここで対象外とするのは、
0:20:11	安全機能を損なわないことが明らかな、
0:20:15	理由が述べられるものについて限定される場所だと思います。
0:20:20	他ですね、その他溢水みたいなところで評価している内容と、
0:20:26	これが変わらないんじゃないかというご指摘であれば、おっしゃられる通りかなと思います。
0:20:33	はい。規制庁岡です。南野。
0:20:36	(3) の屋外水中に設置されている設備はっていうところ、ここは話はわかるんですが、屋外に設置される設備っていうふうに、
0:20:47	耐水性を有する動的機器イコール屋外に設置される設備っていうのは、
0:20:52	ちょっと無理があるんじゃないかなと思っています。で、
0:20:58	しか、しかも今回被水に対して本構造を有する設計とだけあって補足説明の方で、I P の 4 程度の日、
0:21:08	網も落ちているっていうところも、
0:21:12	そこが 1-8 とかでしたら、

0:21:15	それぞれなら大丈夫ですねと思う思いますしその不具合に設置される設備は全部IPの8ぐらいをとってます、担保取ってますっていうことであれば、そうですねっていうふうになるんですが、
0:21:27	ちょっと被水に対するものが、
0:21:31	4程度だと大丈夫っていうふうになるかと思しますので、
0:21:36	ここは屋外に設置される設備ってというのはケースバイケースで1個1個やっぱり、
0:21:42	確認していくと、その確認というのが評価に当たるんじゃないかなってというのが、今の展開です。感触ですが、いかがでしょうか。
0:21:54	あり、日本原燃の篠崎です。
0:21:57	先ほどとなかなか売るかもしれませんけども、
0:22:01	明らかに機能を損なわないよということは今、大岡さんがおっしゃられたようにですね、
0:22:08	IP4ではなくてですね、もっと高い等級、亡者本とつけても大丈夫だよと。
0:22:14	こういったところでは理由がたちますけれども、
0:22:16	今回対象であります。
0:22:20	冷却塔につきましても、枚数影響を受ける原動機なんかは、そのような仕様になってございませんので、
0:22:27	先ほどの、
0:22:29	そういったこれに照らし合わせると、
0:22:32	屋外にさ、設置される設備を、ここで除外するというのは、ちょっと強引かなというふうに思いますので、
0:22:38	評価対象、そういったIP4とかですね、配置設計で守りますみたいなちょっと評価に、をやらなければこっから明らかに外せないようなものにつきましては、
0:22:50	評価対象外ではなくて、その他溢水の評価の方に、
0:22:57	ちょっと位置付けを変えてですね、整理させていただきたいと思ます。
0:23:00	はい、規制庁からです。それでしたら、
0:23:05	今回、添付書類4の1-1-6-2まで出して選定の方を説明されてますが
0:23:12	MOXの方は建屋の開口部高さを概要評価していて、6-1のところ少し、6-1じゃない、
0:23:21	基本方針のところ少し簡単に論じて、詳細評価は次回っていうふうな感じでされていますので、そちらの記載を参考に、

0:23:32	今回の冷却塔についてはこうこうこういうことを考えていますっていうことを、こういう設計にしますっていうことを少し、
0:23:43	場所を考えて建屋の開口部高さと同じところでいいかと思うんですが、そういうところで、
0:23:49	論じる形になるのかと思いますが、そういう認識で大丈夫でしょうか。
0:23:56	はい。日本原燃の篠崎です。
0:23:58	評価対象。
0:24:01	を整理するなど今大川さんがおっしゃられたような整理がよろしいかと私も思います。具体的には、
0:24:09	通しページ 134 ページ。
0:24:12	S4 の 1 個添付書類 1 ですね。
0:24:15	ここに、ボックス同じようにですけども、地表面の話、最後の方にありますけども、その後ろに、
0:24:23	先ほど添付書類 2 で空いてました屋外の話ですね屋外で発生する溢水に対して、
0:24:29	設置高さですとか、恵方構構みたいな設計をするといったような、
0:24:35	屋外に対する設計方針をここで述べさせていただいた上で、
0:24:43	現物書類に、
0:24:48	うん。
0:24:50	160
0:24:52	3 ページですね。
0:24:57	10 日、
0:25:01	溢水評価対象設備を、
0:25:05	並べる表が出るところの直前ですけどもここに、
0:25:10	今回の申請対象設備である冷却塔、
0:25:14	ただ、
0:25:16	概略評価を行って安全機能を損なうこと損なわないことを確認したと。
0:25:21	言ったことを書かさせていただいた上で、
0:25:24	補足説明資料で、
0:25:27	詳細に配置設計ですとか方向動向だから大丈夫だといったような話を展開させていただきたいと思います。はい。失礼します。大塚です。MOX の方は選定のところまでは書いてなかったんですが、
0:25:43	対象。
0:25:45	対象として明確でその選定まで書いても当然問題ない話だと思います。ちなみに、

0:25:51	今の話だと、評価対象外のところも修正して、6-2として残していくとそういうことでしょうか。
0:26:03	井上シノザキです。すいません。抜けました。おっしゃる通り 161 ページですね。
0:26:09	耐水性を有する動的機器、
0:26:12	具合に差、設置される設備はといったところはもう、
0:26:16	ここで、
0:26:17	対象外としますので、この辺の記載は、
0:26:21	させていただいて、
0:26:23	ただ水中に設置される設備といったところは、この (3) で分離できるかなと思いますので、そこだけ残す形で修正させていただきたいと思います。はい、規制庁で承知しました。この辺の記載が
0:26:36	修正されると。
0:26:38	ちょっと対
0:26:39	プレスが 106。
0:26:44	うん。社長タジリです。今の話の関連で 1 点だけいいですか。はい。どうぞ。
0:26:50	規制庁館ですけど保護等級の 4 の話をどこどこされてたんですけど、何か今度その他外部事象のところでも補足資料という話をされたと思うんですけど、
0:27:01	読んだと屋外としては微妙な値を選んでいるような気がするんですけど、と呼んであることだけで説明しようとしてますか何か、今は一条のとかって話をされたんですけど。
0:27:12	薄井のときにどこまで入って上の交流だけでいけるのかもちょっとよくわからなくて、降下火砕物とかんところだと原動機とか減速機って防水分人のほかにケーシングに入れてますよとかそういう話も込みでやってたような気がするんですけど、何で説明しようとしてますか
0:27:28	今多分被水と防水被水等浸水の話があって申請の話は、今話出てきたような簡易評価やって、
0:27:36	S E がその高さまで来ないことやった上でっていうのは何となく理解するんですけど。
0:27:40	普通の雨水間の後 5 分と言えいいのか台風と言えいいのかよくわかんないんですけど、そういったものに対してって何で説明しようとしてますか。
0:27:47	いろんな文書だけでございます。田尻さんおっしゃる通りですね防水被水の両方の観点で整理する必要があると思ってまして。

0:27:55	お水につきましては今ご説明いただいた通りですね。
0:28:00	屋外タンク等が破損したときにどれだけの高さになりますかと、水が高さになりますかというのに対して、高い位置に配置設計してますというところで、水に使えませんといった説明をしようと思っております。
0:28:13	一方、被水の方でございますけども、
0:28:15	4 といいますか、もう今回
0:28:19	冷却塔を構成する部材の中で、特に水影響を受けるですね、原動機のところにつきまして、全閉街宣型で、
0:28:28	ちゃんと車ケーシングに入ってまして、進入経路として考えられるのは軸部ところだと思いますんで、そこについては
0:28:37	異議とかですね。
0:28:39	入らないような考慮されてますので、そういうところちょっと構造的に説明しようかなと思っておりますそれらも含めてIPを担保してるという話になるんですけども、
0:28:50	ここ増という観点からも説明を振りしたいと思っております。
0:28:53	以上です。
0:28:55	規制庁田尻です。今の構造のお話をされるというのは理解したんですけど、だからIP4だからセーフっていうふうに言うと多分また話が戻ってきちゃう気がしてて、多分IPの7だったら浸水しても大丈夫という話で読んだと多分普通の雨で、56 ぐらいないと多分、
0:29:11	雨とか台風になってないような気がしていて、今のお話だとベースとしてIP4をやった上で、さらにケーシングに入っていてかつ貫通部分に関してはシールとかしてしまうシールとかして浸水を防止するような設計になってるのでっていう。
0:29:26	そっちでいかに説明されるんだったらまだわかるんですけど、
0:29:29	少なくともお配りしようっていうふうにやっている以上は屋外で想定される環境条件に持たなければいけないはずなので、何かIP4ところを最後の結論に持ってこられると。
0:29:40	4 でいいのって話がまた戻ってくる気がするので何かちょっとどこを軸に説明されようとしてるのかよくわかんなかっただけなのかもしれないですけど。
0:29:48	要は
0:29:49	被水なのかアメと言うべきなのかわかんないですけど、
0:29:55	内部への浸水を防止するような設計にしていますよこういう構造でっていうところを軸に説明してもらった方がまだわかり気がしていて、ちょっ

	とIP4の話がどこからどこの話してんのかちょっとよくわからんとこあるので、
0:30:07	その部分をちょっと関連づけて説明してもらえるといいかなという気がするんでよろしくをお願いします。
0:30:13	日本原燃篠崎でございますIP4だから大丈夫と言っちゃ、そういった説明ではなくて、構造今回構造を示すことにしてますので、ちょっとそういう観点から水が侵入しがたい構造になってるといったところをちょっと前面に出した。
0:30:27	説明にかえさせていただきたいと思います。以上です。規制庁帯磁率屋外で想定される環境条件に対してこういう設計することで落ちますよっていう話IP4とか56とかは、4かな、ベースは4の話って屋内設備とこの必要な話だとよく出されてる話だと思うんですけど。
0:30:44	屋外設備で4ですってただけだけで説明しようとするの大変だと思うんでよろしくをお願いします。自分からは以上です。
0:30:49	はい。規制庁金田です。すいません。田尻さん、今のお話っていうのは、外部事象その他の方への記載という理解でよろしいですね。
0:31:02	規制庁館です。そっちの方で補足さされようとしてると思うんですけどそっちの方も今のお話だと多分全部ちゃんと説明してもらわなきゃいけないと思っているのでそっちの方で構わないですけど、そもそもどっちで何説明しようとしてんのかもちょっと中途半端な説明になった気がしたので、
0:31:17	今のお話だと多分、屋外のタンクとか槽に伴う浸水評価の簡易とかの話に関しては溢水の方で説明して、被水とかいう話に関しては屋外仕様になってますよっていうのを多分その他外部の方に飛ばして、その他外部の方で詳述するなり補足資料のプラスアルファでつけて説明っていうことのような気がしてるので、
0:31:35	そこの構成もどこで何を説明するのかっていうのを整理した上で説明いただければと思います。
0:31:41	はい。日本原燃の蝦名です。承知しました溢水と、
0:31:47	何かその他の方で、どういうふうなところを書き分けるかっていうのも併せて説明するようにしたいと思います。以上です。
0:31:55	規制庁甲斐です。今のところ関連して溢水02のR3で今、
0:32:02	いろいろ被水の影響を説明されているところがありますが、ここのエッセンスとして、IP4ということではなくて、ちゃんと
0:32:12	小構造に基づいて、こういう構造のところでもちゃんと水防もしてますよっていうことをまず、溢水の添付書類の方で記載されて、

0:32:23	かつ降水部分についても、被水の添付書類の方で降水に飛ばすようにして、かつ、その他外部衝撃の方では、
0:32:33	水の方で、
0:32:37	何か説明するとかそういうそのリンクの張り合いみたいな感じになるっていうそういうイメージなんですか。
0:32:44	日本原燃篠崎でございます。
0:32:46	これまでやっていただいたヒアリングの中でもですね、そもそも屋外で想定する溢水ってのはどういうものがあるのか。
0:32:54	それに対してどういうモードで溢水影響があるのかといったところを整理した上で、展開しなさいといったご指摘いただいてまして、
0:33:04	先ほど海野言ったようにちょっとまた再整理はしますけれども、
0:33:08	まず屋外で想定される溢水ってのは、大きく
0:33:12	屋外にですね、保有してるタンクとかちょっと水、液体を保有してるタンクとかが破損した時に水が漏れますねといったもの、あとは降水、
0:33:23	二つあると思います。それぞれに対して没水被水という評価をしなくちゃいけないと思うんですが、
0:33:28	降水に関しては、自然現象側の方で論じる工水の没水室に対しては、
0:33:35	自然現象側で論じるで、
0:33:39	それから屋外タンク等の破損、こういったところに対する没水被水間をもってどれだけ水が滞留し、地表面に滞留してどうなりますかですか、
0:33:49	ぐ破損したときに飛沫が飛び散るともですねそれに対して被水等を守るのかと、そういったところは溢水の世界と、というような整理になってくるのかなと思いますけれども、それを踏まえた上で、
0:34:00	それぞれに対してこうだから大丈夫ですといったところを補足の方で展開しないと、しなければいけないというふうに今、認識しましたけれども、先ほどちょっと蛸名が言いましたように、自然災害との住み分けといますか、
0:34:13	についてはちゃんと整理して説明させていただきたいと思います。
0:34:17	はい、規制庁からその他ありました。じゃあ次しっかり添付書類でも論じた上で、補足でさらに詳細なものを説明されるという認識でいて、かつ、
0:34:27	それぞれのリンク等もしっかり考えていただいてどこで何を説明してっていうのが、あとその構造図等に紐づくところ、MOXの建屋の開口部高さも、

0:34:39	添付書類で説明した上で、そこで構造図にしっかり飛ばして、構造図をちゃんと説明するような記載もありましたので、していただきましたのでそういうところも含めて
0:34:51	説明の流れ等もわかるようにしていただければと思います。
0:34:56	よろしくお願いします。
0:35:02	日本原燃の土岐です称しました。
0:35:06	規制庁かですねあと関連して先ほどちょっと残っていた160ページ目の(1)の臨界管理対象設備ってところの説明なんですけど、
0:35:17	ちょっとここはまず事実確認なんですけど、今反射対効果だけを、中、注目してやっているんですけど、
0:35:27	これって、まず何で反射体効果だけでいいんでしょうか。
0:35:50	規制庁からです。例えばですね
0:35:53	臨界管理対象設備が溢水で破損して、何かの
0:35:59	核燃料物質等、水の元接触で原則日が、
0:36:03	増加するようなことになれば、
0:36:08	これって除外できないような気がするんですけど、
0:36:12	そういったケースはどういうふうに考えればいいのかっていうことを少し事実確認させていただきたいんですけど。
0:36:28	少々お待ちください。
0:36:54	上西戸崎でございます。
0:36:56	ちょっとすみません衛藤伊藤間違っていたら申し訳ございません。今岡さんおっしゃられたのは、
0:37:02	保有する液が漏れてしまったときの臨界管理みたいなお話をされてますでしょうか。どちらかというと、その容器の中に水が入ってしまって、その限られた区域の中で、
0:37:18	原則品が変わった場合っていうのと、臨界評価条件の関係。
0:37:23	で、
0:37:26	の濃度が例えば、未臨界濃度以下っていうふうには書いてますが、非常に少ないというのはわかるんですけど原則火が変われば、
0:37:34	それは臨界になると思うんですけどそれでも大丈夫というような評価をしているのでしょうか例えば、
0:38:03	はい。日本原燃篠崎です。確かそこを考慮してませんでした逆に相当その料金外のイメージをしてみましたので、
0:38:12	頭の中に入れたところは今ちょっとスコープになかったんで、ちょっと今そのご指摘を踏まえて、

0:38:21	整理させていただきたいと思いますすいません少しお時間をください。 はい、規制庁課です。わかりました。で、あとちなみにちょっと軽微な話なんですけど未臨界濃度以下っていうのもちょっと何か、
0:38:32	違和感がありまして、臨界濃度以下が未臨界で、
0:38:38	未臨界濃度だと思うんですが未臨界濃度以下って何か、いかがかぶった表現になっていると思いますので、少しここはわかりやすくした方がいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。
0:38:51	はい。日本原燃篠崎です。表現気をつけます。適切に修正させていただきます。
0:38:56	規制庁課です。お願いします。
0:38:59	あと、すいません、日本原燃の海老名です。今のその機器の中に、臨界機の中に水が入る、入ってくるものっていうのがですね、
0:39:11	イメージとしてはどういうイメージなのかというのはちょっと確認させていただきたいなと思うんですが例えば機器が、
0:39:20	圧損して中に入ってくるの。
0:39:24	ようなイメージなんでしょうか。ちょっとそこを教えていただければと思います。成長はですね、基本的に閉じ込め機能が損なわれるような外からの水の圧力によって、
0:39:35	シール部から水が入るとかそういったことを少し考えていたんですが、やっぱ閉じ込め機能との関係も踏まえて、ここなんか、
0:39:45	検討しなきゃいけないのかなと評価しなきゃいけないものなんじゃないのかなっていう疑問が湧いたところでの事実確認でしたが、いかがですか。
0:39:57	日本原燃の海老名です。どうなんですかねイメージとしては、それこそどっか空いた部分から水が入ってくるとかですねそんなイメージをされてるということでもよろしかったですかね。規制庁する通りです。
0:40:15	日本原燃のセガワでちょっと
0:40:18	もう少し認識合わせをさせていただきたいんですけど。
0:40:23	大岡さんがおっしゃったのは、溢水で、ある程度没水してるような状態になると、その水頭分のがいざがかかるでしょうと。
0:40:32	その外圧がかかったことによって、そういううから助っ人とかそういったところのシール部分があればそこでリークが発生して中に水が入り込まないかとか、
0:40:45	もうちょっと、こんなことは出ないと思ってるんですけど、外圧によって、貯層自体がですね、

0:40:53	す。変形だとか亀裂だとかが発生して水が入り込まないかそういった分析まですべきだというご指摘と理解すればいいでしょうか。
0:41:03	規制庁岡です。これを単純に排除する、(1)の臨界管理対象設備のうち臨界溢水により臨界合わせに至らないものっていう、
0:41:14	タイトルで、その説明は反射体効果だけだったので、例えば水の中に入ってこないような措置、つまり臨界の評価条件が変わらないような、
0:41:27	措置っていうのはされているんでしょうかっていうことに紐づくような何かイメージで考えておりましたが、
0:41:35	そういったところは、
0:41:37	どういうふうに考えられ、
0:41:40	ているんでしょうかここの(1)の観点で、
0:41:49	はい。
0:41:50	日本原燃の瀬川ですその水が浸っても、機器内部に入らない構造になってますといったところも、担保条件の一つになろうと思いますので、そういった表現を追加しなければいけないんだろうなというふうに認識しました。
0:42:09	はい。以上です。はい、規制庁下です。そういうことなんだろうなと思うので、もし、評価条件に本当にしなくていいっていうのであれば、もう少し踏み込んだ、
0:42:20	記載が反射だ反射条件だけじゃなくて、ちゃんと閉じ込めも確保できるようなものであってっていうことが、少し誰が見てもわかるように、記載されていないと。
0:42:35	また、さっきの(3)の屋外設備のように、ケースバイケースで一つ一つ見なきゃいけないなということの、関連するコメントでした。
0:42:47	認識ありましたでしょうか。
0:42:52	はい。日本原燃の蛭名です。
0:42:55	すいません追加でご質問させていただいたところの認識はあったものと思います。以上です。はい。規制庁、西。
0:43:03	県側からその資料で僕は説明がないようでしたら少し、また確認した結果からコメントさせていただきたいんですがよろしいですか。
0:43:16	はい。日本原燃篠崎でございます。こちらからの説明は以上ですのでよろしく申し上げます。はい。規制庁、田部氏1少しだけ確認させていただきまして、
0:43:29	んすとの違い等もありますので、別添ご訪問を少し使いながら、確認させていただきます。まず8ページ目の、
0:43:40	一番、基本設計方針の一番下の段落、

0:43:45	運転時の異常な温度変化っていうふうを書いてあって、
0:43:51	こっってなんてこう過渡変化ではなくて温度変化にしてるんでしょうか。
0:44:19	少々お待ちください。
0:44:56	そこで日本原燃篠崎です。
0:45:00	すいませんちょっと、
0:45:01	評価に表現をしたんですけれども、
0:45:05	運転時の異常な過渡変化が正しいんじゃないかなと思いますんで、ちゃんと確認して修正します。はい、規制庁からです。はい。事業指定機基準規則のも、Wordも全部過渡変化になってますので、あまり温度変化っていうのは限定されたような、
0:45:21	キーワードになるんじゃないかなと思いますのでそこら辺、もし温度変化を使うのであればそれなりの説明をお願いします。
0:45:29	次、37ページ目、こちら別添で確認してもいいですけど別添の11、
0:45:39	11ページ目なんですけど、
0:45:53	MOXでエントリーしてた地震計。
0:45:56	再処理側で担保しなくなっていて、
0:46:02	とか、
0:46:04	ここですね、(5)。
0:46:09	地震計のところが最初にまで行っているんですが、これはどういう意図なんでしょうか。
0:46:29	少々お待ちください。
0:47:37	日本原燃篠田でございますそれでお待たせしました。MOXはですね遮断弁は、空気式で閉まる遮断弁しかないんですけれども、
0:47:47	六ヶ所は安保福島線、最初はですね機械遮断弁というものも存在しまして、
0:47:54	この地震といったところに限らないので許可の時からですね、ここは最初には、遮断弁蓋パターンということで書き分けを行っているところでございます。
0:48:05	はい。規制庁岡です。
0:48:07	そう。蓋パターンあるんでしたらそのふたパターンを書いていただく方がわかりいいんじゃないかなと思った次第なんですけど。
0:48:16	衛藤。
0:48:18	Maas最中でもそういう点もなかったっていう観点で今聞いた次第ですが。
0:48:23	いや、ここはちょっと添付書類のその個別設備のところでも少し、

0:48:28	今のパターンを論じていただく方がいいんじゃないかなと思うんですがいかがですか。
0:48:34	はい。添付書類の中では遮断弁のふたパターンがあるということも示して参りますので、添付でお話するとして、ちょっとこの別添の相違点というところでは、書くべきかなと思いましたがそういう整理させていただきます。
0:48:48	はい。規制庁岡です。
0:48:50	あとちょっと関係してというか似たような観点で、この比較表の10ページ目の、
0:49:01	括弧2、土肥水防の番に関しても、地震力の観点で、差異が生じているんですが、ここを書かなかった理由っていうのはこれは関西なんでしょうか。
0:49:36	少々お待ちください。
0:50:17	日本原燃塩崎ですお待たせしました。
0:50:20	MOX側はですね今回新設する設備でございますので、
0:50:26	1水源等、溢水経路にちょっと大分をですね、直でつける設計としています。
0:50:36	そういう意味で地震力の話とか出てくるんですけども、再処理は既設なので、
0:50:42	1水源と椅子経路にですね、板を色づけしない設計としているといったところの
0:50:50	違いでございます。
0:50:54	規制庁岡です。溢水い水本5番自体は、
0:50:58	再処理側でも使われてはいるんですよ。
0:51:04	上西野崎です。おっしゃる通りスイスイ護岸自体は使っております。はい、規制庁はしてそれに対する、
0:51:11	1水源及び推定炉に対して設置する溢水防護盤はないっていうことを今説明されたんでしょうか。大丈夫です。おねしょだけです。すいませんわかりなくて申し訳ないです。おっしゃる通り溢水減及び溢水経路に対して直接設置する溢水防護盤というのは再処理は存在しないという違いでございます。
0:51:32	はい、規制庁からわかりましたじゃそこもやっぱりそういう点のところに記載して欲しいところでしたので、その辺も的に、
0:51:40	記載の充実化をお願いします。
0:51:45	40にしてるだけです承知しました。

0:51:47	それ超過です。別紙 1 関係は以上で、あと別紙 4 も先ほどの議論はもうほぼすべてなんですが、先ほどのそのプール対水温と、あと評価対象。
0:51:59	そうするかしないかの議論はオーバーすべてなんですが、全般論としてそのリンク先の考え方が、MOX側では、各説明書の章番号まで、
0:52:09	明記されていて、再処理側は説明署名までしか。
0:52:14	記載されていないので、
0:52:16	そこは奥さんに合わせてどこでちゃんと説明しますっていうのを、
0:52:20	見出し出ているところはしっかり記載していただきたいんですが、その辺いかがでしょう。
0:52:34	評価です例えば別添で言うと 19 ページ目に、
0:52:37	少しわかりやすい例があるんですが、
0:52:43	19 ページ目の下から 2 段落目のあたりを見ていただくと、
0:52:47	水源及び水量の設定の具体的な内容をという、いうふうになっても草はその 2 ポツ、質疑及び水量の設定に示すまで書いてあって最初に説明書までしか書いてないっていうような、
0:53:01	こういう違いのことを、全体的にこういうふうになっているっていうことなんですが、
0:53:07	2 番目のシノザキです。
0:53:11	伊東理解しました。現時点です。目次が定まって書けるところについては、もう少し詳細なところが書けるように、全体的に直させていただきます。以上です。
0:53:21	規制庁岡です。お願いします。
0:53:24	00-01 関係私から以上なんですが他成長側から、
0:53:29	何かありますでしょうか。
0:53:32	あ、規制庁た事実、確井ってわけじゃないんですけど、前回別のヒアリングのところを伝えたと思うんですけどせっかく別添、最初にもこれ比較されるんですけど、
0:53:42	何か違いが出て今大岡の方からなんかも指摘してたと思うんですけど、違いがあるのに採用説明してなかったし、リー別に合わせればいいとか合わせなかったりとかっていうのは今後改善される予定というふうに認識しててたまたま溢水が間に合ってなかったんだらうなと今、とりあえず認識してですけどその認識でまず合ってますかね。
0:54:07	日本年齢のセガワです。すいません。その人シキイで結構でございます明日出ず、何言うですとか、さらに後日出していくかもうとか、そういったところはしっかり合わせ込みができて、

0:54:22	できてるといのか、しっかりチェックはしているつもりでございます。以上です。
0:54:27	はい。規制庁田尻です。どこまでこだわるかというところはあると思うんですけど、審査の効率化にも繋がる話だと思っているので、できるだけ議事に整えていただければと思うんで、よろしくお願いします。自分からは以上です。
0:54:42	木曽市岡です。今タジリの8通、コメントに関連したなんですがこの別添って、条文によっていろいろな出され方があって、
0:54:53	7-01に紐づく一緒にPDF化されて出てきているものとか、別々に出てきているものとかいろいろあるんですが、どういうふうに運用していくとかルールっていうのはどうなってますでしょうか。
0:55:09	はい。日本原燃の瀬川でございます申し訳ございません次回の00の再提出にあたっては、
0:55:20	はい00資料、一番後ろの別紙6がありますけどその後ろにですね、まとめて別添というような形で付けさせていただくことで統一しようと思っております。以上です。
0:55:32	はい、清超過ですわかりました。じゃあそれで同一課の方よろしくお願いします。
0:55:38	他は規制庁側から何かあります。
0:55:42	特にないようでしたら溢水02の方も、説明等ありますでしょうか先ほど添付書類のところで一緒に説明したようなところもありますが、
0:55:53	何か補足するようなことがあればお願いします。
0:55:56	はい。日本原燃の塩崎です。今おっしゃられた通り、先ほどいただいた議論も踏まえてですね、特に被水のところとか、
0:56:06	屋外との書き分けというのは、反映して参りたいと思います。で、ちょっとそもそも論になるんですけども、これもともとですね、
0:56:15	評価対象外とスルー設備の考え方。
0:56:19	の妥当性と、それに基づいて評価対象外としましたよといった設備の選定結果を示すという位置付けの補足説明資料でございますので、
0:56:30	今回の議論で冷却塔は、
0:56:33	許可対象外。
0:56:35	営業評価対象外から外して評価対象としますので、ちょっとこれではない。ちょっと補足説明資料の方に、
0:56:43	おそらく第1回よりちょっとスペシャルで目算つくらなきゃいけないかなんと思ってるんですけども、そちらの方にちょっと内容を移させていただいて展開させていただこうと思っています。

0:56:53	一方で冷却塔周りの配管というのは静的機器で除外したいと思ってますので、この補足説明資料自体は、無くさずにですね、今回第1回申請の範囲で選定されたものは、冷却塔周りの配管だけが影響評価対象外ですよといった結論になる資料の方に、全体的に見直して、
0:57:13	参ります。以上です。はい。規制庁甲斐です。その辺、よろしくお願ひします。
0:57:22	この内容に対して少し事実確認したいんですが、以前コメントした原則キーのところの説明が少し拡充されていて、26ページ目の、
0:57:36	ファン駆動部の中の、
0:57:38	第1-5表のファン駆動部の中の減速機のところなんですけど、
0:57:43	これって、
0:57:46	軸の回転部に対して外部からの水を呼び出すの診療所せられのカバーを設けているっていうのは先ほどの、
0:57:54	原動機のような考え方とはどういう違いがあるんでしょうか。
0:58:03	はい。日本原燃篠崎でございます。構造という意味で、入らないよという、そういう意味では一緒でございますけど、まず、
0:58:11	ここ構成部材の中で何が一斉共存を受けますかといったところを選定するときに、
0:58:19	もともとは電氣的なところ、動的機器の中でも電氣的なところだけをイメージしてですね。
0:58:26	これは全部がない、外部からの動力の供給を必要としないっていうところだけに着目していたんですけども、
0:58:33	前回のご指摘で、
0:58:36	その電気だけじゃなくてその動く部分というところに対して、
0:58:40	大丈夫だということをここで言い切らないと、そもそもS影響ないとは言えないんじゃないのといったご指摘を、
0:58:48	認識しまして、
0:58:51	まずそもそも電氣的な、うん部品がないですよといったところと、
0:58:56	うぶ回転部に対してもそもそも水は入ってきませんよ、なので請求を受けることはないですよというふうに説明したものでございまして、
0:59:04	中に入りがたい構造という意味では原動機と一緒にかなと思っています。はい。社長。
0:59:10	はい。
0:59:11	今の説明でわかった分かったんですが厳冬期の構造、
0:59:17	の説明と今もおっしゃった通り一緒に、これが何で、校了日で皆になるのかっていうところは、

0:59:26	むしろ今の説明で、どうぞ。
0:59:30	電気機器以外でもこういう構造で説明しなきゃいけないということが あると認識された上で、
0:59:38	よくなるんじゃないかなって思った次第なんですけど、そこら辺は いかがですか。
0:59:48	日本原燃篠崎です。
0:59:50	結論をし、一緒だと思いますちょっと我々こういう整理をさせていただ いたというところだけでしたので、そもそも、生協って、
0:59:58	受けるところというところを抽出しますかといったところをちょっとう
1:00:03	再検討させていただきたいと思います。結論はおっしゃる通り医師一緒 です。はい。規制庁加賀です。その観点で、今原動機の方は構造図とか 後ろの方に、
1:00:16	書かれていてこういうところをちゃんと被水、処置してますっていうよ うな説明がされるんですが減速機の方もちょっとこの高騰というか
1:00:27	ここの記載だけだとか場を設けているっていうのは、具体的にどうい うふうにかバー設けられてどういうふうに水の浸入を防いでいるのかなと いうところを、
1:00:36	少しズーとかで説明された方がいいんじゃないかなと思うので、あわせ て対応の可能性がありますか。
1:00:51	すいません日本原燃の蝦名です。すいません原動機等原則キーなんです けども、差別化してるのはですねこれ、何かどっかでお話したような気 がするんですが、
1:01:03	原動キーの方は、まさにその電氣的な装置であってですね、水で影響、 即、機能を喪失するなどの、
1:01:14	ことがあるのに対してですね減速機というのは基本的には家が入ってい るものであって電気でどうこうと電動でどうこうするものではなく て、水が、
1:01:27	入ったところですね直ちに機能喪失するものではなくてその長期的な 影響の観点で、水を入れないようにしているので、
1:01:39	その
1:01:40	それがベースにあって差別化していると、いうふうなことがあります。多 分その辺がですね記載されておらず、何かと思う。
1:01:50	防ぐことだけが記載されているので、今ちょっとお話があったような誤 解があったのかなと思うので、そこを修正することにしたいなというふ うに考えてございます。

1:02:02	以上です。はい、規制庁、確かに以前伺った記憶も、ちょっと思い出してきました結局、動的機能が喪失しても安全機能に影響しない機器の、
1:02:14	扱いとそういうことなんですかね。
1:02:25	社長お待ちください。日本原燃の海老名です。安全機能としてはあるんですがあくまでこの表の中ではその溢水により影響を受けることはないという整理なので、
1:02:37	そこで差が出ているということになります。以上です。
1:02:43	はい。規制庁加賀です。溢水により影響受けることはない。
1:02:50	と言うのは、
1:02:54	元簿記から能力を、
1:02:56	引いていて原動機側で、水影響を受けて、安全機能を損なった場合、減速機も止まるわけ。
1:03:06	ですよ。
1:03:09	ここは軸で連動しているから、
1:03:12	原動機崖錐の影響を受けた場合その波及的影響のような感じで減速機も、
1:03:18	影響を受けるというまずはそういう認識でよろしいですか。
1:03:22	はい。日本原電の蝦名です。遠藤希衣が停止すればですね減速機も、そう。その駆動伝える、減速機も、
1:03:34	サブ動作止まります。以上です。はい、規制庁下でして、その原動機をしっかりと守っていれば、減速機は、
1:03:43	水としてはあまり守るんですよ。
1:03:46	必要性はないっていうふうな説明をされ、
1:03:49	あと、そういうことなんですか。
1:03:52	日本原燃篠崎です。ちょっとすみません頭から整理させていただきますが、
1:03:57	これもともと安全冷却水B冷却塔、こいつを機能喪失させないために、土肥水液を確認しているものがございます。で、冷却水B冷却塔のうち、そもそもどこの部位が水でやられるんでしょうといったところを、
1:04:15	整理しましてその上で影響を受けるところについては詳細に評価をしていきたいと思います、次に進めるために整理したのが、この第1-5表になります。
1:04:26	そういう意味で、先ほどから申し上げましてる通り、原動機自体はですね、水でやられる可能性がございますので定期的な部品がやられて本当に動かなくなる可能性がございますので、

1:04:39	ラインとして見てですね、ここについては、もちろんちゃんと見ていかなきゃいけませんねということでようにしております。
1:04:46	一方、減速機は、原則単価で見ますと、
1:04:50	水影響、たるみ等ですけど電氣的部品がないのでそんなところやられるもございませんし、
1:04:58	水が入りづらい構造になってますし、入ったからといってここがやられるわけではないので、
1:05:04	ここは溢水影響見る、対象としては除外していいでしょうといったところを整理しているものでございます。
1:05:14	計測器自体がそうするそうしない、全体の影響というのではなくて、そういう整理だと、ちょっとすいません説明が痛くて申し訳ございませんが、はい、規制庁、私の理解が不足していたんだと思いますわかりました。今の説明でわかったんですがそういったところを少し展開して、
1:05:33	この辺は
1:05:35	もう少し大枠から記載していただくのかなと思いました。はい。
1:05:41	お願いします。
1:05:48	溢水 02。
1:05:50	に関しては、私から確認したかったことは以上なんですけど他規制庁側から確認したいことがありますでしょうか。
1:06:04	特にないようでしたら、化学薬品の方をお願いします。
1:06:16	少々お待ちくださいませ。
1:06:39	お待たせしました日本原燃篠崎でございます。
1:06:42	続きまして、は4年9月22日に提出させていただきました。
1:06:49	薬品、0001について説明を差し上げます。
1:06:55	こちらにつきましても、以前ヒアリングで中身を見ていただきまして、ご指摘いただいたところを、
1:07:02	Dに絞ってですね、修正点を紹介させていただきたいと思います。
1:07:08	なおですねこちら先日も委員会いただきましたボックスの溢水、溢水と薬品、横並びを測ってる部分がございますので、
1:07:20	MOXの
1:07:23	横並びと図るべきところにつきましては横並びを図っているものでございます。
1:07:29	では説明させていただきます。それとですね、ちょっと今、
1:07:35	複数で医薬品って出てないんですが
1:07:38	何をおっしゃったかちゅうもう一度説明いただけますか。

1:07:43	日本原燃篠崎でございます。すいません説明が足りませんでした。もともと再処理でも溢水等薬品というのはですね評価とかそういったところで、相当重複するところがございまして、
1:07:55	許可の段階からですね、金側の条文では、溢水側と同じといったような、溢水と横並びを図っているような資料構成になってございます。
1:08:07	今回須川で基本設計方針等を修正しましたが、前ですけど再処理側の溢水もそこから横並びを図りますし、
1:08:17	溢水と横並びを図っていた薬品についても、このように展開してると。
1:08:23	いる意味でございました。失礼しました。社長。わかりました。
1:08:27	説明の方をお願いします。
1:08:31	はい。日本原燃篠崎でございます。
1:08:33	別紙1につきまして、
1:08:37	全般的にというふうにご指摘をいただいたんですけども、例えば通しページ7ページご覧ください。
1:08:46	下、7ポツに、化学や再処理施設における化学薬品取り扱いの基本方針というところがございまして、
1:08:54	前回はですね、ここで、
1:08:59	取り扱う薬品について、
1:09:02	ずらずらと色々な薬品名を書いていたんですけども、基本設計方針2、そういった具体例をですねずらずらと書くのは、ちょっと中身が
1:09:13	上じゃないかといったようなご指摘をいただいております。
1:09:17	それ以外のところもですね、添付し、
1:09:21	すいません許可時の電力添付資料、書類6に書いてあるような細々した中身をですね、
1:09:29	基本設計方針の方に、結構そのまま書いてるところもございまして、
1:09:33	そもそも基本設計方針として書くべき記載程度、トン添付書類に書くべき記載程度といったところをもうちょっとちゃんと全体的に見直しなさいと。
1:09:44	言ったご指摘をいただいております。
1:09:47	それを踏まえまして、先ほど通しページ7ページですと、
1:09:51	例えば種々の化学薬品を使用するが、色々な化学薬品があるよといったところだけを示して、
1:09:58	添付書類の方では具体的に展開すると。
1:10:01	言ったような、そういった修正を資料全般に対して行ってございます。
1:10:09	はい。別紙については主なご指摘は以上でした。
1:10:13	はい。終戦修正は以上でした。はい。

1:10:17	規制庁岡です。
1:10:18	説明ありがとうございます。ちょっと趣旨も、もう少し踏み込んで言うと、基本設計方針というのは、
1:10:26	前回のコメントの趣旨なんでマスト事項になりますので、細かい医薬品とかをいろいろ書いてしまって、そのあとに
1:10:35	変更認可を受けなきゃいけないような、受けなくてもいいような薬品が新たに登場したときに、
1:10:45	実際には安全機能に影響しないような預金を登場したときに、変更認可を受けなきゃいけなくなるからっていうそういう意図で、少しお伝えした次第でしたので、
1:10:55	今回の変更で、修正でそういうところが大分なくなったことはなくなりましたが、例えば7ページ目の7.2の、先ほどの趣旨の化学薬品を使用する側の下のところなんかは、
1:11:09	大量に取り扱う薬品は少し書いているんですが、こういったところは、マスト事項になってしまうんですが、ここは大丈夫っていうそういう認識でしょうか。
1:11:21	日本原燃篠崎でございます。すいません。私の説明悪くて趣旨は理解してございます。そういう意味も含めて基本設計方針に書くべき記載程度っての、
1:11:32	ちゃんと考えなさいといったご指摘だったというふうに認識してございました。今具体的にご指摘ありました、7ポツ2で書いてある、こういった
1:11:42	医薬品でございますけど、これはもう再処理プロセスです、徹底的に使う。
1:11:47	必須な薬品名でございますので、そういう意味でこれがかとかですね、言ったことは今後してございませんので、こういったところは記載を残しているというところでございます。はい。以上です。院長わかりました。
1:12:00	全体的にそういうレベル感で記載されてるっていうことは確認しました。で、あとちょっと別紙1の内容としては少しだけ、
1:12:11	今の記載ではないんですが、前回のその他外部衝撃の日やで、入力箇所の変更許可の反映を次の補正に盛り込むというような、
1:12:21	話を聞いていましたが、薬品条文も変わるっていう認識はそれは大丈夫でしょうか。
1:12:30	広井篠崎でございます。はい。もちろん承知してございまして、第1回補正、もちろん盛り込みますけども、次回、資料提出にはですね、

1:12:39	有毒ガスの条文からの展開ってのも、医薬品上部の方に入れて参ります。
1:12:47	はい。今現時点でもどこにどういった記載を入れるかといったところは、
1:12:50	もう大体準備は整っているところでございます。はい、規制庁ですチャンスまたそちらの方整理されて提出の方よろしくお願ひします。
1:13:02	少し今の記載について確認していきます。まず8ページ目の、
1:13:09	ちょっとここもう少しレベル感をそろえたってところで一段落目の業績方針の1段落目の、
1:13:16	取り扱いの基本方針としてのところなんです、
1:13:19	ここは少しはしより過ぎていて
1:13:24	具体的に何をするのかっていう部分まで、就職で大事なワードとかが少し抜けてるなって思うんですが、例えば、
1:13:35	継手部。
1:13:37	というのが、2段落目の継手部っていうのが、
1:13:41	添付書類の方ではしっかりナイフ内包または関係
1:13:47	通過する機器の継手部っていうふうに限定し、してちゃんとどこを見ればいいかっていうことがわかるようになってるんですが、今、
1:13:55	基本設計方針側だとあんまり前、もう全部の継ぎ手見るようなイメージも、
1:14:01	勘違いそうなところもあるのでちょっとはしよるにしても少し、
1:14:06	意味が変わらないようにしていただきたいとまずはそういうところ観点なんですがいかがでしょうか。
1:14:16	日本原燃篠崎でございます。この段落の頭として、医薬品の取り扱いのっていうところが書いてるのと、薬品を内包するっていうことを書いてましたので
1:14:28	そこまでいらなかなとって走ってしまったのが実態でございますけれども、ちょっともう1回文章上から下まで読んでですね、
1:14:35	どこだというふうに特定するに必要な修飾語みたいところは、
1:14:39	ちょっと今のご指摘を踏まえてここだけじゃなくて全体的にみたいと思ひます。以上です。はい、規制庁課です。あとその段落同じ観点で等、
1:14:50	のところとかも、この棟がどこからどこまでの10日とか、
1:14:56	等の解説のところにある、その海水耐薬品性を有する塗装剤の塗布等の等っていう、
1:15:04	そのワードも、今はしよってちょっとなくなってしまっていたり、

1:15:08	少し説明とのリンクづけもずれているようなところも若干ありますので、そういった観点でも、同じように確認の方、お願いします。
1:15:22	日本原燃篠崎です。失礼しました
1:15:26	吹き出しも含めてですね、ちょっとちゃんと見るようにします失礼しました。
1:15:30	はい。規制庁岡です。あと次、16 ページ目の 7.5. 2 の消火剤の放出による関係薬品の漏えいの山楽のところ、
1:15:41	今回第 2 章個別設備の 7.8 火災防護設備に示しているっていうふうに、
1:15:47	リンクを張られてきていてで、これで具体的に、
1:15:51	火災防護設備、
1:15:54	濃度、こういった観点で書かれているところが、
1:16:00	ここに相当すると、ここの臨空としてとらえているっていうようなところというのは何か説明できますでしょうか。
1:16:09	日本原燃の堀内でございます。こちらの記載なんですけれども当該の項目におきまして、火災の防護の方で消火剤に使っている消火剤ですね、
1:16:21	これ自体はですね化学薬品防護対象設備ですとかそういった設備に影響を与えるものを使用すると、というような記載が書かれておりましたところのリンクづけとして記載しております。以上です。はい、規制庁下です。
1:16:35	わかりました。はい。そう。それちょっと、
1:16:40	もっと広い意味で使っているのかなというふうにも思ったんですがそういう限定されたところで説明されているところとのリンクづけということでも特段問題ないと思いますんで。承知しました。
1:16:55	29 ページ目。
1:16:57	なんですが、
1:17:02	7.7 の一段落目、今回、修文されているところろうなんですが、
1:17:10	ここはただ分はちょっと、
1:17:12	何か変ということで、主語がちょっとわかんないと。
1:17:18	9 款、
1:17:20	1 です。ぜひ、いろんな情報をここに全部集約させてしまっていて、
1:17:25	化学薬品防護対象設備が評価を行うことになっていたり、何か主語と述語の関係が少し合っていないようなところが見受けられたっていうことで、
1:17:38	ここも先ほどのコメントと同様、確認の時にちゃんと分として成立してるかなというとか。もう少し見直していただければと思います。

1:17:50	日本原燃篠崎です。承知しましたおっしゃる通りちょっと今改めて読んでみると、
1:17:56	日本語おかしいので、修正します。
1:17:58	はい、末岡です。あと、26 ページ目。
1:18:04	の植生箇所の話から、再処理との比較がなくなっていて再処理の蒸気なんかはここら辺、
1:18:14	参考になるのかなと思ったんですがこの辺で比較しない理由っていう、何かあるんでしょうか。
1:18:23	溢水の、すみません。
1:18:29	峰の堀内でございます。おっしゃっていただいた通りですね期待とか、そういった観点としては似ている部分はあるんですけども腐食性ガス蒸気等と異なりましてやはりその拡散の経緯ですとか、
1:18:43	そういったところが多く評価の観点で異なってくるというところがございましたので、ここは順序本の記載は省かせていただいております。
1:18:52	はい、清長官、全体的なんですが備考を全然使ってなくてですねそういう
1:18:59	最初に伊賀がじゃない、水側でこういうふうに記載していたところと比較しているっていうところはちゃんと横にあればわかるんですがいす急にこういう水側が、
1:19:10	ないようなところというのは、ヤピ口頭でしっかり説明していただくのがいいかなと思いますのでそういう配慮もまた次のチェックの時等で
1:19:23	していただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:19:27	日本原燃篠崎です。備考欄を活用させていただきまして、
1:19:31	こういう観点から、再処理で参照するものはないといったような情報を付加させていただきたいと思います。
1:19:39	はい。規制庁岡です。
1:19:41	あとですね、
1:19:44	あと 32 ページ目からの個別設備のこういうところも、同じような観点で、再処理側はもう全部抜けてしまって、
1:19:54	33 ページ目から全部抜けてしまっているんですが、ちょっと関連してですね 38 ページ目の最後のなお書きで、
1:20:03	化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を低減する機能が損なわれない溢水防護対象設備については化学薬品防護設備として兼用するというふうになっていて、で、
1:20:14	そういったものは逆に再処理側のものも記載しておいていただきたい。一方で、

1:20:20	ちょっといろいろ言って申し訳ないんですが、共通 08 なんか見てると、申請対象設備で、兼用するものはない。
1:20:28	とも、今、読み取れていて、この辺って事実関係となっているんでしょうか。具体的にその転用するものってあるんでしょうか。
1:21:01	少々お待ちください。
1:21:40	日本原燃篠崎です。申し訳ございません。確認させてください。設計方針としては、
1:21:46	こう書いているものの、
1:21:48	実際化学薬品そんなに漏らさないという大前提もございますので、薬品防護設備として、その具体例がないということなのかもしれない、実はちょっと確認ここで今のは答えられませんので、
1:22:00	すいません持ち帰り確認させてください。はい。
1:22:03	規制庁課です。共通 08G の申請対象設備一式で
1:22:10	溢水防護設備としても環境近傍の設備としてもエントリーされているようなものっていうのはやっぱちょっと、
1:22:15	ちょこちょこあってですね、これが本当に同じものなのかっていう観点では減容というところには何も書いていなかったりするので、
1:22:26	もしかしたらそこ同じなのかもしれないんですが、今その兼用という枠をちゃんと使ってないだけなのかもなというところもありましたので、
1:22:36	またその申請対象設備を考えながら、少し説明、
1:22:41	修文の方、よろしくお願いします。
1:22:49	別紙 1 の方は以上なんですが、続きまして別紙 4 の方。
1:22:57	まず 80 ページ目。
1:22:59	ちょっとこれは軽微な話なんですが、
1:23:04	80 ページ目の最後の段落で、5、2 の 2 行目液体状の化学薬品による没水貨物駅という裨益及び腐食性はその影響を受けて、ここで何かいきなり、
1:23:18	物影響を使ってきたのにここだけ没水にして、(5) ツエキっていうふうにしてるんですが、これって何か意図があってこういう書き方をしてるんでしょうか。
1:23:39	日本原燃の古市でございます。別紙 1 のですね基本設計方針の方では確かに没液という表現を使っているんですけども別紙 4、添付の観点でいきますと没液という表現がここでは津田氏になりますので、その定義として、
1:23:54	衛藤が井戸さん所に城海脚による没水ということで提示をさせていただいている箇所になります。

1:24:02	はい。規制庁岡です。で定義を参考とするのであれば例えば裨益もうなんか、
1:24:09	横並び取るかなと思いますし、一方でその化学薬品に水が含まれるような、
1:24:15	イメージもあってですね、なんでこれ、
1:24:18	なのかなっていう。
1:24:20	ことで伺った次第なんですけど、
1:24:24	何か意図ってあるんでしょうか。
1:24:43	少々お待ちください。
1:25:16	日本原燃の古市でございますお待たせしました、今おっしゃっていただきました通り没水だけが特別指摘されてるのはちょっと違和感がございますので併記につきましても、同様に補足を、を追記させていただきます。
1:25:28	規制庁課でそれはガイドの用語をこういうふうに読みますってというそういうイメージでこの以下を使いたいとそういうことなんですか。私は別に、
1:25:39	初めから持つ駆って書いてた方が、
1:25:41	見ズーが含まれるってというようなイメージが、勘違いがなくなるんじゃないかなと思ってのコメントでしたが、その辺いかがですか。
1:25:58	日本原燃の蝦名です。
1:26:01	税金という言葉がですね多分あまりなじみがないというか、そういうふうなこともあって許可の時も確かそうだったと思うんですけど溢水で言うところの没水が化学薬品では没液というふうに読みますよってというふうなことを、
1:26:19	記載させていただいたと記憶してございます。
1:26:22	一方被水の方は、ちょっと横並びがあまり取れてなくて被水、裨益化計器っていうのは、いろんなところで使ってるから、こういうふうな定義がない。
1:26:36	いうふうになっていて、そこの横並びがとれてないので横並びをとりたい。取るように直そうかなと我々の方で考えてましたが、そもそも没水
1:26:47	自体を使わないほうがいいというふうなコメントを理解しましたが、そのコメントでよろしかったでしょうか。はい。規制庁甲斐です。もし今のような説明をされるのであれば、例えばその前の、
1:27:02	ここで少しガイドの文言で、水、
1:27:05	ガイドに基づいた何かを参考にして

1:27:09	没水被水蒸気の影響評価手法とかを、化学薬品の方でも展開、参考にして展開しますみたいな説明があった上で、
1:27:20	ちゃんと
1:27:21	今説明されたように、そのガイドでいう、
1:27:26	水で言う、没水はぼつ益ですよとか、もし説明されるのであればそういう説明が必要かなって思った次第ですんで、逆にそういう説明はむしろもういらんんじゃないかなと。
1:27:39	私は個人的には感じていたんですが、いかがですかその辺の整理はお任せしますが、
1:27:52	日本原燃篠崎でございます。
1:27:55	はいなくそご提案通り事業だけではないんですけどもおっしゃる通りなくす方が、話ではいいかなと思いますんで、ちょっとA X方で検討したいと思います。ありがとうございます。
1:28:07	規制庁岡です。あまりこだわる話でもないんですがずっと簿、没液とかも書いてきた中で急に定義が出たというところで少し伺った次第です。
1:28:17	また、見直しの方お願いします。次 83 ページ目。
1:28:22	もう、
1:28:23	ここはちょっと関連もするんですが、2.1 の 1 段落目の、
1:28:29	6 行目ぐらいに内部溢水ガイドで定められている化学薬品の漏えいから防護すべきっていうふうになっていて、ここも今の観点と同じで、内部溢水ガイドで化学薬品、
1:28:42	のことが定められているわけではなくてあくまでも
1:28:46	内部溢水ガイドでこういうふうに取りみずから守りますよということをご参考に、
1:28:52	約水を医薬品に置き換えて参考にして、ここ、
1:28:59	していると、いうことだと思いますのでそういったところは、ただ時間するんじゃないかと、少し修飾が必要かなと思いますので、そういう観点でもちょっとチェックいただきたいんですがいかがですか。
1:29:13	日本原燃篠崎でございます。おっしゃられる通りですので、内部溢水ガイドというキーワードを用いているところにつきましては、直接じゃないよといったところがわかるような表現に、すべて見直して参ります。
1:29:25	はい。規制庁岡です。よろしく申し上げます。次、121 ページ目。
1:29:33	当選定の話になって、こちら先ほどの溢水の話と似てる話にはなるんですが 121 ページ目の 2.3 の、ここでの、
1:29:45	段落から始まるところで、

1:29:49	こちらですね、やはり屋外に設置する設備が、全部が全部いいのかと、離隔取ってるのかっていう観点で、やっぱり、
1:29:59	確認して、
1:30:01	いたところですね、今日の話にもなっている
1:30:06	薬品0一井なんかで見ると、結構そのタンクローリーとかが、防護設備の近くを通るようなケースもあって、これはケースバイケースじゃないかなと思うので、
1:30:17	一概に評価対象外から外す、評価対象外にするっていうような、
1:30:22	ものではないんじゃないかなと思うんですがその辺で何か整理できてますでしょうか。
1:30:31	今西野崎でございます。おっしゃられたようにここでは漏えい元から距離があるから大丈夫ですよ。それを明らかな理由として外すといった、そういった考えしかございませんで、
1:30:42	それで屋外に設置する設備等、
1:30:47	ルート見て近いとおっしゃられたかもしれないんですが、
1:30:51	屋外での
1:30:54	屋外での化学薬品の漏えい想定する化学薬品の漏えいってのが、タンクローリーの運搬及び、
1:31:01	グローリーからですね受け入れてる時の薬品漏えいを想定してごさいますけれども、
1:31:07	そういうそこからですね、飛び散って、何十メートルも取ると。
1:31:12	かかるといったことはないでしょうということから、図面上は近接してるところまでクマガイってるようには見えるんですけれども、
1:31:20	検討、安全設備すいません。薬品防護対象設備が接するほど近いかというと、
1:31:28	そんなことはなくても距離が十分あるからということで、きれるかなと。
1:31:32	最初から除外対象にできるんじゃないかなという考えでございました。
1:31:37	規制庁からちょっと今の観点で、地図
1:31:42	空中戦するのもなんなので、その薬品01の
1:31:46	最後のページ23ページ目で説明、少し議論したいんですが、
1:31:53	例えば試薬建屋と、
1:31:58	し排気塔の関係だと。
1:32:02	はい。かなり近いとは思いますが、今その安全冷却水B冷却塔が、屋外にあるから大丈夫っていう説明が、距離があるっていう観点とその間に、遮る建物があるっていう、

1:32:17	3点、その2点で説明されているんですが、例えば試薬建屋と主排気塔の間って、何かそういう遮るものっていうのはあるんでしょうか。
1:32:28	40年シノザキでございます。すいません。そういう意味では、補足説明資料の書き方が悪かったかもしれないんですが、先ほど申しました通り、これを対象外としてばっさり切れる理由ってのは、距離だけだと思ってます。
1:32:43	上に建屋があるというのはそこが薬品を、
1:32:46	ではその板の代わりになって邪魔して、届かないとか、遮ってくるとかそういう趣旨ではなくて、何とか建屋を間に挟むぐらいすごい距離が離れてるんですよ。
1:32:58	いったところをですねすいません定性的にでも説明したくてそういうキーワードを使ってございますが、
1:33:04	落としてその建屋が遮るから大丈夫といったような説明をするつもりはございませんでした。
1:33:10	試薬建屋とですね主排気塔の図面で見ると、確かに近接してるように見えるんですが、
1:33:17	実際ここ30メートルぐらい、30メートル以上かな、距離がございまして、グローリーが横転したとかですね、何かあったときにでも、30メートル先の主排気塔に直接かかることはないだろうと。
1:33:30	いうふうに考えてございました。以上です。
1:33:33	はい、規制庁課です。そうやってそのケースバイケースで距離とかを見なきゃいけないっていう時点ですでに何かもう、
1:33:42	評価の類が発生しているっていう認識でいて、なので、ここで一概に除外するっていうことは言えないんじゃないかなっていうのが根本の、
1:33:53	コメントなんですけど、その辺はいかがですか。
1:34:01	はい。日本原燃の篠崎でございます。先ほどの溢水の議論と同じだと思います。おっしゃる通り、
1:34:11	例えば、
1:34:20	規制庁家です。音声聞こえなくなりましたが、
1:34:51	規制庁かです音声聞こえておりますでしょうか。
1:34:56	二本木東京支社ですけど、こちらは聞こえてるんですけどちょっと六ヶ所の方でちょっと僕、ちょっともう1回やってみてるみたいなんですけど、もう少々お待ちください。はい。お願いします。
1:35:25	日本原燃東京支社です六ヶ所の方聞こえてますか。
1:35:37	言うと、

1:35:45	あと業者ですけども、今ちょっとまだ六ヶ所の方ちょっと通信切れてるみたいなんでちょっと確認中でした申し訳ございません。はい。引き続きお願いします。
1:35:56	伊井です。
1:36:54	日本原燃東京支社、
1:36:56	です。今岡町の方1回綱ちょっと接続できないみたいなんで1回再起動して、
1:37:04	再接続しますんで、少々お待ちください。
1:37:07	はい。規制庁加賀です。関津崎議員。
1:41:14	こちらに本年6月です。
1:41:17	音声聞こえてますでしょうか。
1:41:19	はい、規制庁課です音声聞こえております。
1:41:23	はい。誠に申し訳ございません。今復活しましたので、引き続きよろしくお願いいたします。
1:41:29	はい。規制庁岡です。では、先ほどの121ページ名のところで、ケースバイケースじゃないですかというコメントに対する回答の辺りからお願いします。
1:41:42	分類シノザキでございます。すいません途中で途切れてしまいましたので、先ほどどこまで聞こえたかわかりませんのでちょっと重複するかもしれませんが頭からさせていただきます。
1:41:52	ご指摘いただいた通り、ここで、例えば設計上考慮すべき薬品を保有していない建屋、その建屋薬品がない建屋にある。
1:42:01	設備は影響評価は要らないでしょうといったものと、
1:42:05	今回その屋外に設置する設備、これはこれだけの距離があるから大丈夫ですよといったような、間に評価を挟むようなものというのは、やはりちょっと頭からぱっきり切るという意味ではニュアンスが違っているとございます。思いますので、
1:42:19	溢水の議論とも同じになりますけれども、
1:42:24	そういった距離があるから大丈夫という評価をした上で影響なしと。
1:42:30	というような整理が正しいかと思っておりますので、評価対象外とするのではなく、
1:42:35	評価対象とした上で影響がないといったことを説明していくといったような、ここ位置付けにですね、
1:42:43	再考させていただきたいと思っております。以上です。はい、規制庁です。お願いします。で、今ちょっとおっしゃっていただいた建屋の方も、床から切るってということ、認識で大丈夫でしょうか。

1:43:01	日本原燃篠崎ですすみません
1:43:04	稲葉白杵川下というか、もう一度お願いします。はい、規制庁課です。 今おっしゃった
1:43:10	屋外に設置する設備、
1:43:13	と一緒に建屋も、ここから除く個別にしっかり評価していくふうにする ってというような、
1:43:21	認識でよかったですよねのための確認なんです。
1:43:25	日本原燃篠崎でございますすみません、そうではございません。屋 外に設置する設備、対象設備に対しましては、
1:43:34	やはりその漏えい元からの距離みたいなところを
1:43:39	評価論じなきゃいけないと思いますんでこちらは評価対象と、
1:43:42	考えますが距離の考え方とかっていうのが出てきますので、
1:43:46	評価対象と考えますが、そもそも薬品を保有してない建屋に安重設備と かがあってもですね、それが薬品影響を受けることはないでしょうとい うのは、
1:43:59	すごく当然として考えられるばっさりそこは除外としてできるんじゃない かなというふうに考えていますので、そこは評価対象外とするという 考え方はいかせていただきたいと思います。
1:44:11	はい。規制庁岡です。
1:44:14	結局、これも溢水と同じなんですが、例えば流入防止対策っていうのを やっぱり一つ一つ見なきゃいけないって例えば屋外の椅子、
1:44:24	各薬品漏えい元から距離が離れていても、
1:44:28	距離が離れてますということがまず大前提の。
1:44:31	評価に当たるんじゃないかなと思うので、同じ論点かと思ったんです が、そこは何か違いで説明できそうなものなんでしょうか。
1:44:54	少々お待ちください。
1:45:30	4連シノザキでございます。すみませんちょっとこの場で、つまり回答 できないんですが、今おっしゃられた建屋流入の話も含めてですねこう だから大丈夫だといったような、
1:45:41	明らかに影響がないよといったことを、ここに説明として付与できるの であれば、外します。
1:45:50	逆にそういうことをいろいろ評価しなきゃいけないみたいな、そういう ことになると、
1:45:55	先ほどの溢水の議論と同じで評価対象外ではなくてそういったことを評 価するといったところで再整理させていただきたいとすみませんちょっ とここ持ち帰らせてください。はい。

1:46:05	超過です。今はちょっと難しいんじゃないかなって今の話で思いましたので引き続き検討されるということでお願いします。あと二つ目のポツについても、
1:46:19	同じような考え方なんですけど、結局その建屋の中で、
1:46:25	液体の
1:46:27	保有する間料金を保有する材料かより上の階に設置する設備かどうかということも、
1:46:34	結局は、
1:46:36	その設備一つはその建屋一つ一つを見ていかなきゃいけないんじゃないかと考えて、同じ論点かなと思いますが、
1:46:44	そこも含め、検討いただければと思いますがいかがですか。
1:46:53	日本原燃篠崎です。承知しました明らかにというところを説明できるかというところが、そうでなければ評価だということ、言ったと思いますので、
1:47:02	はい。そういう整理をさせていただきます。
1:47:05	はい、規制庁側ですお願いします。
1:47:08	この 00-01 関係私からは以上なんですけど、規制庁側から何か確認等ありますでしょうか。
1:47:21	特にないようでしたら先ほど広井薬品 01 の方、もう少しせ、入らせていただきましたが、何か説明等ありますでしょうか。
1:47:37	4 連勝だけです。特にございませぬ。イスイ側と同様ですね、先ほど距離の評価自体は評価だということで、
1:47:45	薬品防護対象設備の影響評価の対象外というふうに、低角と位置付けませんので、そういう意味でちょっと
1:47:52	障害を扱う、補足説明資料じゃないところでですね。
1:47:57	今入ってる内容のようなところを論じたいと、そういった資料の
1:48:04	見直しというのはやって参りたいと思います。以上です。はい。規制庁大津ですよろしくお願いします。またその再整理されたし、
1:48:11	資料で確認しますが、規制庁側から何か。
1:48:15	今のうちに確認しておきたい点等ございますでしょうか。
1:48:21	特にないようでしたら振り返りの方、原燃側からお願いします。
1:48:30	はい。日本原燃篠崎でございます。まず溢水 0001 の振り返りからさせていただきます。
1:48:37	プール水の監視の話温度計水位計の話でございますけど、
1:48:44	こちらの、今日一通りご説明させていただきましたけども、

1:48:47	口頭で説明したところもございましたので、そういったところを、もう補足説明資料で、
1:48:53	改めてですね起こしまして説明を差し上げるとその上で議論をさせていただくということだったと思います。
1:49:03	0 今回安全冷却水B冷却塔につきましては、評価対象外という整理で我々もやってきてましたけれども、
1:49:12	今やってるですね評価対象外とするという。
1:49:16	を見つけること自体が評価だろうといったようなそういった整理を踏まえまして、
1:49:22	安全冷却水B冷却塔につきましては、
1:49:25	影響評価対象外ではなくて、対象として扱います。
1:49:30	それに伴いまして、
1:49:33	第1回申請ではですね、添付書類1の方に、
1:49:38	うまく、すいません、屋外に対する
1:49:41	営業課の概要みたいところを書きまして、
1:49:45	添付書類の方で今回、
1:49:49	申請において概略評価の結果をさらっと書いた上で、補足説明資料の方で今ある資料を拡充したものを載せるといったような形で、
1:50:01	計画通りに冷却と政局水系B冷却塔を評価対象とするような全体構成の見直しを、
1:50:09	となります。
1:50:11	臨界の除外理由に対しましても、今やはり反射材効果でところしか見てございませぬけれども、こちらも除外としてぱっきり切るのであれば、
1:50:21	容器の中に水が入ったようなですねそういったことが起きないとそういったような条件というのもしっかり書かないと、ぱっきり切れないよねといったご指摘をいただきましたので、
1:50:32	その辺は記載を拡充させていただきたいと思います。
1:50:38	また、別添比較表、ファックスとの比較表の話になりますけれども、今違うところすべてに対してちゃんと違う理由、根拠みたいのを書けてないと。
1:50:50	ご指摘いただきましたので、全体的にもっと違うところといったところですね。
1:50:54	ちょっと洗い出しまして、違う点については、
1:50:59	そういう点につきましては、
1:51:03	の説明を加えさせていただくということをさせていただきたいと思いません。

1:51:08	102 につきましては、減速機に対するちょっと議論させていただきました。
1:51:14	そもそもですね溢水影響評価、
1:51:17	を行う上で冷却塔のどの部位を評価対象として選定して、それがどういう理由で、
1:51:24	そのあとの詳細の評価に進むのかといったステップのところをもう少し書き下した上で、
1:51:32	原石をどうするのか原動機だけでいいのかといったところをちゃんと説明したいと思います。
1:51:39	A Ⅲは以上でございます。A 薬品 0001 につきましては、
1:51:44	今回基本設計方針、本来基本設計方針に書くべきことじゃない、細かいところまで、
1:51:52	書いていたといった指摘を踏まえまして、基本設計方針に書くべき記載といったところ、記載程度といったところに絞って、
1:52:02	修正して参りましたけども、その絞ることによってですね、日本語がおかしくなっていたりとか、
1:52:08	就職するキーワードが足りなくなると、そういったような弊害が出てますので、一通りまた上から下までざっと見てですねそういうところがあれば、修正していくと。
1:52:19	落としたいと思います。
1:52:20	あと細かい話で没液の定義とかですね。
1:52:24	溢水との防護設備の兼用ですね、この辺、08 も含めてちゃんと確認して、適切に修文して参ります。
1:52:35	はい。対薬品 01 でございますけれども、
1:52:40	あ、すいません。もう 1 点抜けました。失礼しました。薬品 0001 で、
1:52:48	そもそもですね。
1:52:50	屋外にあるからといって防護設備、すみません、対象外としてはっきり切れるのかといったところには、やっぱりその距離に応じて大丈夫だといった評価の観点が入りますので、
1:53:04	こちらも評価対象外ではなく、評価した上で、大丈夫だと言った。
1:53:10	そういう風にすべきという整理をします。これに伴いまして、溢水と同じようにですね、添付書類等補足説明資料の方を適切な構成に直して参ります。
1:53:25	はい。細かいところはあれですけども大きいところでの宿題は以上と思います。

1:53:31	で、修正なんですけれども、今日大分細かいところこういうふうに書きますといったところまで、
1:53:40	イメージを開いてお話をさせていただきましたので、
1:53:43	修正自体はそんなに時間はってかからないと思うんですけれども新たに補足説明資料を作らなきゃいけないとかですね。
1:53:50	添付全体、見直し、PCなんかも結構影響しますので、ちょっと速やかに修正作業にどれぐらい時間かかるかというところを見極めてですね、スケジュールの方をご提示させていただきたいと思います。
1:54:04	以上です。
1:54:06	はい。規制庁岡です。わかりました。じゃあ、引き続き、清さんの方よろしくをお願いします。では清水さん、司会を開始します。
1:54:16	長清水です。あと、
1:54:20	全体通して規制庁側から何かございますでしょうか。
1:54:25	現在も特によろしいでしょうか。
1:54:31	はい、日本原燃側特にございません。ありがとうございました。
1:54:35	それでは、田川の方で録音の警視をお願いし、